

(21) 伯耆町地域猫活動モデル事業補助金について

猫の不妊去勢手術については、主に個人の方を対象とした「猫不妊・去勢手術費補助金」を実施していたところですが、本年度はこれに加えて、集落を対象とした「地域猫活動モデル事業補助金」を新たに実施します。

1. 地域猫活動とは？

地域猫活動は飼い主のいない猫による糞尿等の被害を改善するため、不妊去勢手術を行ったうえで、地域住民の手で適正に飼養管理することにより、将来的に飼い主のいない猫がいなくなることを目的としています。

2. 補助金の内容（案）

【補助対象者】 町内の集落等

【補助金額】

不妊去勢手術に要する経費

1匹につき 27,000 円（上限額）

※上限額以内であれば、集落での負担はありません。

※平成 31 年度は 10 匹分を予算措置しています。

【開始時期】

5 月からの受付を予定しています。

【集落での取り組み】

地域で飼い主のいない猫の管理が必須条件となります。

- 対象となる猫の数及び行動範囲の把握
- 餌やり、トイレの設置、清掃等のルール作り
- 地域住民への周知と理解
- 市町村への事業申請、報告
- 不妊去勢手術の対象となる猫の捕獲、手術、管理
- 地域猫の継続した管理

詳しくは地域整備課にご相談ください。

参考 伯耆町猫不妊・去勢手術費補助金について

個人で飼い猫・飼い主のいない猫を不妊去勢手術させる場合は、「伯耆町猫不妊・去勢手術費補助金」を設けています。

【補助対象者】 町内に居住し住民登録がある者、集落

【補助金額】 不妊去勢手術に要する経費 1 匹につき費用の 1/2（上限 10,000 円）

【その他】 手術前に事前申し込みが必要です。（手術後の申し込みは対象となりません。）

【問い合わせ先】

地域整備課 環境整備室 担当:勝部裕之

電話:68-5539 FAX 68-3866

メールアドレス kankyouseibi@houki-town.jp